

## 令和7年度

### 朝日町チャレンジファーマー活動応援事業費補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、町長が適当と認める農業者の組織する団体及び個人が、農業所得の向上を目的として、町農業の持続的発展と地域の活性化を図っていく為に先進的な取組等を行う際に要した経費に対し、朝日町補助金等の適正化に関する規則(昭和58年規則第8号以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

#### (補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業分野で先進的な取組を行う事業
- (2) 新技術導入事業
- (3) 地場農産物加工品開発
- (4) 労働力確保対策
- (5) その他町長が必要と認めた事業

#### (事業種目及び補助金の額)

第3条 事業種目及び補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

ただし、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

#### (事業の内容及び採択要件)

第4条 事業内容及び要件は、別表2に定めるとおりとする。

#### (補助金交付申請書)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付のうえ、別に定める日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他町長が必要とする書類

(条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業種目の新設又は廃止
  - (2) 事業実施主体の変更
  - (3) 補助事業に要する経費の20%を超える増減
  - (4) 施行箇所又は設置場所の変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規程により補助事業の変更について町長の承認を受けようとする場合は、補助事業計画変更承認及び変更交付申請書(様式第4号)を提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第2号の既定により町長の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 町長は、交付申請書を受理したときは、当該申請内容に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い適当と認めるときは、補助金交付決定書により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業実績報告書(様式第6号)に下記の書類を添付のうえ、事業完了後20日を経過する日、又は4月10日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

- (1) 事業成績書(様式第2号)
- (2) 収支精算書(様式第3号)
- (3) その他町長が必要とする書類

(帳簿の備え付け)

第9条 補助事業者は、補助金と対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(概算払)

第10条 町長は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは規則第6条の交付決定額の範囲内において、概算払を交付すること

ができる。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表1

事業種目	補助金の額	
	県補助事業に該当する場合	県補助事業に該当しない場合
・農業分野で先進的な取組を行う事業 ・新技術導入事業	県補助率と同率以内とする。	5分の3以内とし 100万円を限度とする。
・地場農産物加工品 開発	2分の1以内とし30万円を限度とする	
・労働力確保対策	2分の1以内とし10万円を限度とする	

別 表2

事業内容	要件	
	事業主体	その他
(1)ハウス整備及び附帯施設整備 (2)共同利用機械又は農業生産法人の機械の導入 (3)土地基盤整備(抜根、整地等) (4)果樹、野菜(宿根性のものに限る)、花き(球根、宿根性のものに限る)の苗(木)等導入及び支柱等の資材導入 (5)加工施設整備 (6)促成施設整備 (7)集出荷貯蔵施設整備 (8)その他必要と認められる機械・施設の整備費 (9)産地ブランド化に向けた取組に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合</li> <li>・農業法人</li> <li>・認定農業者</li> <li>・2戸以上の団体 (農業従事日数250日以上が1戸以上)</li> <li>・認定新規就農者</li> </ul>	(1)町農業の持続的発展と地域活性化が目的であることから、他生産者への普及が図られる事業であること (2)ハウス整備について、さくらんぼの雨よけハウスは該当しない (3)共同利用機械について、更新は該当しない (4)その他ここに定めのない事項については、農業関係県単独事業の要領等を参考に定める
(1)地場農産物加工品開発支援 (2)労働力確保対策(自主イベント等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業法人</li> <li>・認定農業者</li> <li>・2戸以上の団体 (農業従事日数250日以上が1戸以上)</li> <li>・認定新規就農者</li> </ul>	その他ここに定めのない事項については、農業関係県単独事業の要領等を参考に定める

様式第1号

令和 年 月 日

朝日町長 鈴木浩幸 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者名  
電話番号

令和7年度朝日町チャレンジファーマー活動応援事業費補助金交付申請書

令和7年度において、朝日町チャレンジファーマー活動応援事業費補助金について 円を交付されるよう、朝日町補助金等の適正化に関する規則第5条及び令和7年度朝日町チャレンジファーマー活動応援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添付して申請する。

様式第2号

朝日町チャレンジファーマー活動応援事業実施計画(成績)書

1. 事業の目的

2. 事業の実施計画

地区名	事業種 目	受益			事業の内容	施行箇所 又は設置 場所	事業量	単価	事業費	負担区分		工 期		備 考
		戸数	作物名	面積						町 費	その他	年月日	年月日	
		戸		a										
合 計														

3. 添付書類

- (1)位置図
- (2)実施設計書(見積書・カタログ等)

(注)事業の目的には、今回の取組における成果目標など具体的に記載下さい。

様式第3号

## 収支予算(精算)書

収 入

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
町補助金		
自己資金		
合 計		

支 出

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

様式第4号

令和 年 月 日

朝日町長 鈴木 浩 幸 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者名

令和7年度朝日町チャレンジファーマー活動応援事業計画変更承認及び  
同事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け朝農発第 号により補助金交付決定があった  
標記補助事業において、下記により計画変更したいので、朝日町補助金等の適正化  
に関する規則第7条第1項第1号の規程により、補助金 円を交付さ  
れるよう申請する。

記

- 1 変更の理由及び内容
- 2 事業の内容及び経費の配分  
(様式第2号に準じて作成のこと)
- 3 収支予算書  
(様式第3号に準じて作成のこと)

朝日町長 鈴木 浩 幸 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者名

令和7年度朝日町チャレンジファーマー活動応援事業遂行状況報告書

朝日町補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規程により、補助事業の遂行について指示を受けたいので、下記のとおり補助事業遂行状況報告書を提出する。

記

1 予定期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった理由

2 遂行状況

地区	事業種目	事業実施主体	年間計画			遂行状況					差引残事業			
			事業量	事業費	町補助金	事業量	事業費	町補助金	出来高	確認年月日	事業量	事業費	町補助金	完了予定年月日
				円	円		円	円	円			円	円	

様式第6号

令和 年 月 日

朝日町長 鈴木 浩 幸 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者名

令和7年度朝日町チャレンジファーマー活動応援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け朝農発第 号をもって交付決定通知のあった朝日町チャレンジファーマー活動応援事業費補助金について、朝日町補助金等の適正化に関する規則第 14 条及び令和7年度朝日町チャレンジファーマー活動応援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告する。

振込口座

金融機関名		支店名	
口座の種類	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義	( )		

令和7年度朝日町チャレンジファーマー活動応援事業費補助金請求書

令和 年 月 日

朝日町長 鈴木 浩幸 殿

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ㊞

請求金額 \_\_\_\_\_

振込口座

銀行等名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_ 口座名義名 \_\_\_\_\_